

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

新	旧
○都市計画自由通路多治見駅南北連絡線監視カメラの設置及び運用に関する要綱 平成22年12月24日告示第236号 (画像の利用及び外部への提供)	○都市計画自由通路多治見駅南北連絡線監視カメラの設置及び運用に関する要綱 平成22年12月24日告示第236号 (画像の利用及び外部への提供)
第6条 管理責任者は、<u>法令の規定に基づく場合又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）</u>を除き、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「画像記録」という。）の監視カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。	第6条 管理責任者は、<u>多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）第9条第2項各号に該当する場合（警察機関への通報等の資料として利用する場合を含む。）</u>を除き、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「画像記録」という。）の監視カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。
2 管理責任者は、画像記録の目的外利用等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。 (1) 目的外利用等を行った年月日 (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。） (3) 目的外利用等の目的及びその理由 (4) 目的外利用等を行った画像記録の内容	2 管理責任者は、画像記録の目的外利用等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。 (1) 目的外利用等を行った年月日 (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。） (3) 目的外利用等の目的及びその理由 (4) 目的外利用等を行った画像記録の内容
3 管理責任者は、第1項の規定により画像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 (1) 画像記録を適正に管理すること。 (2) 画像記録の提供を求めた相手方の利用目的以外の目的に利用しないこと。 (3) 第三者への無断提供を行わないこと。 (4) 相手方の目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。 (記録媒体の管理)	3 管理責任者は、第1項の規定により画像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 (1) 画像記録を適正に管理すること。 (2) 画像記録の提供を求めた相手方の利用目的以外の目的に利用しないこと。 (3) 第三者への無断提供を行わないこと。 (4) 相手方の目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。 (記録媒体の管理)
第7条 <u>操作指定者</u>は、記録媒体を適正に保管しなければならない。 2 <u>操作指定者</u>が画像を確認する場合は、確認理由及び確認に至る状況を記録しなければならない。 <u>(監視カメラの設置の届出)</u>	第7条 <u>管理者</u>は、記録媒体を適正に保管しなければならない。 2 <u>管理者</u>が画像を確認する場合は、確認理由及び確認に至る状況を記録しなければならない。 <u>(個人情報保護審議会の関与)</u>
第8条 管理責任者は、新たに監視カメラを設置しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を総務課長に届け出なければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、設置後に速やかに届け出るものとする。 (1) <u>監視カメラの設置場所</u>	第8条 市長は、年1回、監視カメラの運用状況を条例第7条に規定する多治見市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告し、個人情報の適正管理について意見を求めなければならない。

新	旧
<u>(2) 撮影範囲を示した図面</u> <u>(3) 監視カメラの仕様（画像の解像度、保存期間等をいう。）</u> <u>(4) 操作指定者</u> <u>2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項を変更しよう場合に準用する。</u> <u>（運用状況の点検）</u> <u>第9条 管理責任者は、毎年1回、監視カメラの運用状況について点検しなければならない。</u> （委任） 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	<u>（その他）</u> <u>第9条 市長は、本要綱を改正（軽微な改正を除く。）しようとするとき、又は監視カメラの台数の変更等個人情報の収集量の大幅な増加を行おうとする場合は、あらかじめ審議会に意見を求めなければならない。</u> （委任） 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
摘要	改正理由 個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。 また、これに伴い、個人情報保護審議会を廃止します。 このため、標記要綱で引用する法令・例規を改めるとともに、審議会にかかる規定を削除することとします。